# 2012年4月1日改正NPO法スタートNPO法人のための会計基準が 本格スタートします

公認会計士の 皆様の専門性を、 社会貢献に!



NPO法人の会計・税務がますます重要になります

NPO法人会計 編

認定NPO法人取得等支援事業推進会議

東京都/東京ボランティア・市民活動センター/ NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会日本公認会計士協会東京会/東京税理士会/ NPO支援東京会議

## NPO法人とは?



「NPO法人(特定非営利活動法人)」になるためには、所轄庁からの認証を受ける必要があります。 税制優遇を受けられる「認定NPO法人」になるためには、さらに所轄庁からの「認定」を受ける必要があります。

\* 2012年4月1日から、認証・認定ともに所轄庁(都道府県/政令市)に一元化されました。

→主たる事務所が東京都内にある法人は全て東京都が所轄庁になります。

#### ■ NPO法人 (特定非営利活動法人)とは···

NPO法 (特定非営利活動促進法) に基づき、所轄庁 (都道府県・政令市) の「認証」を受けて、法人格を取得した法人です。1998年から始まった本制度により、市民活動団体が法人名で財産を所有したり、さまざまな契約行為を行ったりすることが可能になりました。

#### ■ 認定NPO法人制度とは···

東京都など所轄庁から「認定」を受けた「認定NPO法人」に対して、様々な税金の優遇を与えることで、「認定NPO法人」の活動を税制面で応援する制度です。2001年に制定されました。現在、NPO法人の数は4万を超えましたが、その中で税の優遇を受けられる「認定NPO法人」は、ほんの0.5%というのが現状です。こうした現状を受けて、2011年6月に認定NPO法人制度の抜本改革が実現し、多くのNPO法人に認定の機会が広がりました!

ぜひ、NPO法人の認定取得に、皆様のお力を貸してください!

#### NPOをご存知ですか?

英語の"Nonprofit Organization"ということばの頭文字をとったものです。

**N**on = 「非 |

Profit = 「利益を目的とした」

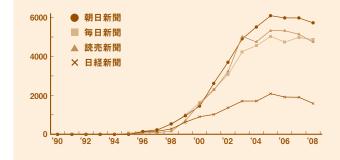
Organization = 「組織」

訳すると「非営利組織」となります。 また、行政機関ではないことを明確に するために、「民間非営利組織」と訳さ れることもあります。営利を目的とする 団体(会社)に対して、営利を目的と しない民間団体の総称として使われて います。

> 震災も影響して、今後 ますますその必要性が 高まりそうです。

#### NPOへの注目度は高まっています!!

図. "NPO"という単語が使われた新聞記事の本数 (NPO 白書 2010 より)



NPOへの関心や注目は、年々高まっています。NPO法人は福祉・医療や社会教育、環境保全、まちづくり、国際協力、文化・芸術・スポーツ、災害救援など、様々な分野で社会貢献活動を行っています。その活躍は、マスメディアでも毎日取り上げられ、世界的な評価を得ている団体も多くあります。最近では、企業と共に「寄付付き商品・サービス」を企画したり、行政と共に「協働事業」を行うなど、パートナーシップ事例も増えています。東日本大震災においても、被災地の救援・復興に大きく貢献しています。

## NPO法人は、情報公開が重要!





NPO法人制度は、市民が行う自由な社会貢献活動の促進が目的です。すべてのNPO法人は、事業年度ごとに事業報告や会計報告を所轄庁に提出すること(情報公開)が義務付けられており、運営に関して、行政(所轄庁)が一定の監督を行います。

市民は提出された報告書類を自由に閲覧することができます。 寄付やボランティアの際の、参考にもなっています。

下表は、法人制度の違いによる「NPO法人」と「株式会社」の 比較です。情報公開をはじめ、会計・税務に関する項目にも それぞれに違いがありますので、把握が必要です。

#### 〈情報公開および会計・税務関連項目における、「NPO法人」と「株式会社」の法人制度の違い〉

|       | NPO法人(特定非営利活動法人)                                                                      | 株式会社                            |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 情報公開  | <ul><li>・所轄庁への事業報告書・活動計算書等の提出義務</li><li>・所轄庁及びNPO法人事務所での定款・役員名簿・事業報告書等の閲覧制度</li></ul> | 上場会社など一定の会社は、<br>有価証券報告書の提出義務あり |
| 財源    | 事業収入や助成金、寄付、会費など                                                                      | 事業収入や資本金、借入金                    |
| 会計基準  | NPO 法人会計基準、公益法人会計基準、<br>企業会計基準 等                                                      | 企業会計基準                          |
| 法人税課税 | 収益事業のみ課税 (原則非課税)                                                                      | 全ての所得に対して課税                     |
| 監督    | 所轄庁による緩やかな監督                                                                          | 監督官庁がなく、監督されない                  |

## NPO法人会計基準とは?

#### ■「NPO法人会計基準」とは

NPO法人はNPO法に基づき、所轄庁への事業報告や会計報告の提出が義務付けられています。しかし、これまで統一された会計基準が存在しなかったことから、公開された会計報告が正確に作成されていなかったり、記載内容に不備が見られたり、会計処理がまちまちでNPO法人間の比較が難しい、活動の実態がつかみにくいなどの問題点がありました。

こうした状況を改善するため、2010年7月20日に(2011年11月20日一部改正)、「NPO法人会計基準」が策定されました。本基準はNPO活動の特徴を反映しており、かつ市民にとって分かりやすく、社会の信頼に応える会計報告を目指しています。

2011年11月には、内閣府に設置された「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」が「本研究会としては、現段階において『NPO法人会計基準』は特活法人(注:NPO法人)の望ましい会計基準であると考える」と最終報告書をまとめました(※)。

企業会計がベースとなって、 分かりやすくなりました。 【NPO法人特有の取引】も 記載できるから、助かる! 寄付者の多くが求める

情報公開の強化や、 信頼性・透明性の向上に 役立てましょう!



#### NPOの会計はわかりやすくなりました

- ・「収支計算書」から、複式簿記・発生主義による企業会計を意識した 「活動計算書」へと財務諸表の体系を変えることで、活動の実態が分かりやすくなります。
- ・無償または著しく低い価格での施設の提供やボランティアによる役務の提供について、希望する団体においては、 会計上表現することができます。そのことにより、NPO特有の物の寄付やボランティアの価値を表すことができます。
- ・使途が制約された寄付金等を原則注記することで、資金提供元への会計報告が明確になります。

※ただし、現状において、NPO法人会計基準は公認会計士又は監査法人による会計監査を受けるための会計基準として認められているものではありません。上記の最終報告書では、会計監査について、関係者の連携、協力の下、特定非営利活動法人の会計の手引きの継続的見直しのための取組のさらに先の課題として、会計監査の下地を作っていく取組の推進を期待したい、としています。

#### ■「NPO法人会計基準」の普及に向けて

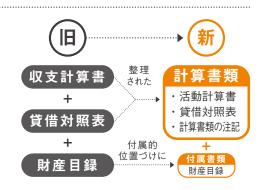
第二十七条 (会計の原則)

【改正NPO法(特定非営利活動促進法) 抜粋】

特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

2012年4月に施行された改正 NPO 法では、NPO法人の会計報告に関して、「活動計算書」と「貸借対照表」が「計算書類」として整理され、「財産目録」が付属明細書的位置付けになるなど、NPO法人会計基準をベースとした体系へ変更されます。ただし、当面の間、従来形式による「収支計算書」の提出も認められています。また、どの会計基準を採用するかは、各 NPO 法人の自主的な選択に任されています。



#### ○○年度 活動計算書

平成 XX 年 X 月 X 日 から 平成 XX 年 X 月 XX 日まで

(単位:円)



特定非営利活動法人○○○

次期繰越正味財産額

#### ○○年度 貸借対照表

平成 XX 年 X 月 XX 日 現在

(単位:円)

x xxx xxx

科目 金 額 I 資産の部 1. 流動資産 現金預金 X,XXX,XXX流動資産合計 X,XXX,XXX 2. 固定資産 有形固定資産 什器備品 X,XXX,XXX固定資産合計 X,XXX,XXX資産合計 XX,XXX,XXX Ⅱ負債の部 1. 流動負債 流動負債合計 X.XXX.XXX 2. 固定負債 固定負債合計 X.XXX.XXX 負債合計 XX,XXX,XXX Ⅲ正味財産の部 前期繰越正味財産額 X.XXX.XXX 当期正味財産増減額 X,XXX,XXX正味財産合計 XX.XXX.XXX 負債及び正味財産合計 XX,XXX,XXX

#### 押さえておきたいポイント

費などは、使用割合や従事割合など 合理的な基準で按分して計上します。

〈活動計算書〉の 【次期繰越正味財産額】は 〈貸借対照表〉の 【正味財産の部の合計】と 一致します。

#### 特定非営利活動法人 ○○○

#### ○○年度 計算書類の注記

#### 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準 (2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)に よっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産は、定額法で償却をしています。
- (2)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。 ……

#### 押さえておきたいポイント

押さえておきたいポイント

「重要な会計方針」の一番最初に、

この計算書類をどの会計基準に 基づいて作成したか記載します。

消費税の記帳・経理方法について、 「税込方式」か「税抜方式」の どちらによっているかを記載します。

#### 2. 固定資産の増減の内訳

\* 改正NPO法に基づく、「活動計算書」 の提出は2012年4月以降に始まる 事業年度から可能になります。2012年 3月末までに決算を行うNPO法人が 活動計算書を提出する場合は、〈収支 計算書を活動計算書と呼ぶ〉旨の 注記が必要です。

特定非営利活動法人 〇〇〇 ○○年度 財産目録 平成 XX 年 X 月 XX 日 現在 (単位:円) 科目 金 額 I 資産の部 1. 流動資産 現金預金 ○○銀行普通預金  $\times \times \times \times \times \times \times$ 押さえておきたいポイント 流動資産合計 x xxx xxx 2. 固定資産 口座番号の記載は不要です。 有形固定資産 什器備品 パソコン 1 台 X, XXX, XXX固定資産合計 X.XXX.XXX 資産合計 XX,XXX,XXX II 負債の部 1. 流動負債 流動負債合計 X,XXX,XXX 2. 固定負債 固定負債合計 X, XXX, XXX負債合計 XX,XXX,XX 正味財産 XXX,XXX,XXX

#### 〈財産目録〉は付属明細書的な位置づけになりました。

財産目録は、計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。期末時点で NPO法人が所有しているすべての資産及び負債について、その内容、数量等を具体的に記載した書類です。しかし、借入先の個人名や法人の口座番号などの記載は不要です。

# 会計に悩むNPOを、ぜひご支援ください

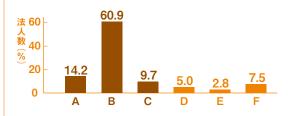
#### ■ NPO法人の経理の現状

様々な分野で、懸命に社会貢献活動を行っている NPO法人ですが、「年間収支規模が1千万円未満の法人が6割」と、財政規模が小さい団体が多くを占めています。また、会計や経理の専任担当者がいる団体は約1割にとどまり、会計・経理体制が十分に整っている団体は多くありません。ほとんどの団体では、スタッフが現場の活動を抱えながら、総務や経理もこなしている状況です。

必ずしも会計・経理の 実務経験のある人が 担当者ではないです。



#### Q. 経理担当者の状況 (内閣府調べ)



- A) 経理専門の担当者がいる
- B) 他の仕事も兼務する経理担当者がいる
- C) 特に決まった人がおらず、できる人がその都度担当している
- D) 外部に依頼している
- E) その他
- F)無回答

改正 NPO法によって、複式簿記・発生主義による企業会計を意識した 損益ベースの「活動計算書」へ転換が図られました。寄付や助成金の 取り扱いなどNPO法人特有の取引もありますが、企業会計に慣れている 方でも、NPO法人の会計が分かりやすくなりました。

一方で、これまでのNPO法人は「現金主義を採用している団体が6割」を占めており、発生主義で必要となる「固定資産の減価償却」などに慣れていない団体が多いのが現状です。

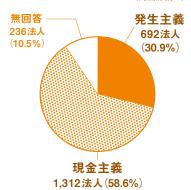
こういった団体が「活動計算書」へ切り替える際には、会計の知識が乏しいため、専門家の方にとっては初歩的な事柄でもつまずいてしまう団体が多く出てくると考えられます。ぜひ、皆様の専門性でNPO法人の社会貢献活動をバックアップしてください!

最近では、専門職の方による「プロボノ※」への関心が急速に高まって おり、新しい社会貢献のあり方として注目を集めています。

会計や税務の分野においてもプロボノによるサポートの輪が着実に広がってきています。社会的課題の現場に立って日々奮闘するNPOの活動は、専門家の皆様にも取り組みがいを感じていただけるものと思います。皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

#### Q. 発生主義 or 現金主義 どちらを採用していますか?

(内閣府調べ)



#### ※「プロボノ」とは?

ラテン語で「公共善のために」を意味 する「Pro Bono Publico」を語源と する言葉です。職業上のスキルや専門 的知識を生かした、ボランティア活動を 意味します。アメリカなどでは、当たり 前のように普及していますが、ここ数年 で日本でもプロボノが普及し始めました。

具体的なバックアップ方法のご案内は次ページ

## いまこそ、皆様のお力が必要です!

画期的な制度改正を活用しようと、多くのNPO法人が皆様の力を必要としています。

### ① NPO法人会計をもっと詳しく知りたい!

NPO法人会計について、より詳しい内容をお伝えするために、専門家の皆様を対象としたテキスト発行やセミナー開催を予定しています。ぜひ、ご活用ください!

専門家向けテキスト 2012年7月を目途に、NPO法人会計に関する専門的なテキストを発行します。

専門家養成セミナー 2012年7月より、NPO法人会計に関する「専門家養成セミナー」を開催します。

\*NPO法人会計については、内閣府や東京都のホームページにも詳しい資料が掲載されています。

内閣府 NPOホームページ **>>>** https://www.npo-homepage.go.jp/

東京都 市民活動(NPO)のホームページへようこそ! ▶▶▶ http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm

## ② NPO法人の力になりたい!

2012年秋からは、NPO法人会計の導入を目指すNPO法人向けの専門家派遣事業も行います。詳細は決定次第、順次お知らせしますので、今後の情報にご注目ください。



ボラ市民ウェブ (東京ボランティア・市民活動センター ホームページ) >>> http://www.tvac.or.jp/newpublic/nintei/

我が国における寄付文化の浸透の必要性が唱えられていますが、NPO法人制度は、市民が行う社会貢献活動の促進を目的としています。2011年6月にNPO法が改正され、会計制度と情報開示の改革が図られましたが、NPO法人の多くは、組織的に規模が小さく、会計に習熟した人材がいないケースも少なくありません。東京CPAニュースの誌面で、職業専門家の新しい社会貢献のあり方としてのプロボノを特集したことをご記憶の方も多いと思います。

この度、東京都からの依頼もあり、東京会も、NPO法人の会計・税務に精通した専門家である公認会計士を派遣する事業に参画しております。

会員の皆様の積極的なご参加をお願い致します。



日本公認会計士協会東京会 会長 小西 彦衞

発 行:認定NPO法人取得等支援事業推進会議

会議構成員: 東京都/東京ボランティア・市民活動センター/ NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

日本公認会計士協会東京会/東京税理士会/ NPO支援東京会議

お問い合わせ

#### 東京ボランティア・市民活動センター(TVAC) 認定NPO法人取得等支援係

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ10F 開館時間: 四~国 9時~21時、回9時~17時(月·祝休)

TEL: 03-3235-1171 / FAX: 03-3235-0050

E-mail: center@tvac.or.jp

東京ボランティア・市民活動センター(TVAC)は、ボランティア、NPOなど、多様な分野で、市民が中心になって行う市民活動や非営利活動を、推進・支援する民間の総合的なセンターです。1981年に東京ボランティア・センターとして設立され、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が運営しています。

ボラ市民ウェブ

